

第3回内閣保全監視委員会 議事要旨

1 日時

平成28年2月4日（木）午後5時15分頃から同5時23分頃までの間

2 場所

総理官邸3階南会議室

3 出席者

委員長 岩城国務大臣
副委員長 萩生田内閣官房副長官
世耕内閣官房副長官
柴山国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
杉田内閣官房副長官
委員 国家安全保障局長
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業省官房長（代理）
海上保安庁長官
防衛事務次官

4 配付資料

- (1) 各行政機関における特定秘密の指定状況（平成27年末時点）（資料1）
- (2) 内閣府独立公文書管理監からの指摘事項について（資料2）
- (3) 会計検査院に対する特定秘密の提供について（資料3）
- (4) 今後の主なスケジュール（イメージ）（資料4）

5 議事概要

- (1) 冒頭、岩城大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 特定秘密保護法は、昨年12月10日に、施行後1年を経過した。関係省庁においては、特定秘密の指定や適性評価の実施など、法の適正な運用に努めていただいているものと承知している。これまでの御理解、御協力に対し、厚く御礼を申し上げるとともに、私としても、担当大臣として先頭に立ち、引き続き法の適正かつ円滑な施行に向けて、各委員と共に努力していく考えである。

- さて、内閣保全監視委員会は、内閣総理大臣による法の適正な運用を確保するための指揮監督を補佐する中核であるが、とりわけ、政府として斉一的な対応をとることによって、行政各部の統一を図るために機能することが期待されている。

昨年11月、内閣府独立公文書管理監から、一部の行政機関の特定秘密指定書の修正が望ましいとの指摘がなされた際、他の行政機関においても、改めて指定の点検・見直しを行うよう事務局を通じて指示した。今後も、衆参両院の情報監視審査会や独立公文書管理監からの指摘などを受けて、対応が必要となることがあるかと思うが、その際は真摯に受け止め、適切に対応していただきたい。

- 次に、昨年末、会計検査院に対する特定秘密の提供について、内閣官房から通知を確認的に発出した。内容については後ほど説明があるが、憲法上の会計検査院の役割の重要性を認識の上、従来どおりの対応をしていただくようお願い申し上げます。

- 最後になるが、国会の状況を踏まえ、特定秘密の指定等の状況に関する本年の国会報告については早い時期に行う必要があると認識している。委員各位の御理解・御協力を改めてお願い申し上げます。

(2) ここで、萩生田副長官、世耕副長官、杉田副長官が、公務のため退席した。

(3) 次に、内閣情報調査室から、配付資料に基づき、今後のスケジュール等について概要以下のとおり説明を行った。

- 27年中に新規に指定された特定秘密は61件であり、同年中には解除がなかったため、それがそのまま増加分となり、27年末時点における特定秘密は443件となっている。

- 内閣府独立公文書管理監による26年中に指定された特定秘密の指定の適否に係る検証・監察の結果、不適正ではないが、特定秘密保護法の適正な運用を確保する観点から、特定秘密指定書の修正が望ましいとして指摘がなされた。そして、これらの指摘を行った旨、昨年11月25日付けで、内閣府独立公文書管理監から内閣保全監視委員会委員長宛てに通知もなされている。

これらの指摘や国会の情報監視審査会からの御意見等を踏まえ、政府として斉一的な対応をとる観点から、関係省庁に対して改めて指定の点検・見直しを行うよう指示を行っており、それを受けて、各省庁においては、特定秘密指定書や特定秘密指定管理簿の記載の修正等を行っていただいた

ところである。

- 会計検査院に対する特定秘密の提供について、昨年12月25日に当方から改めて確認的に通知文書を出発させていただいた。ポイントは、会計検査院から検査上必要として秘密事項の提供を求められた際にはこれに応じて提供を行うという従来の取扱いについて、特定秘密保護法の施行により何ら変更を加えるものではないという点である。会計検査院に対する特定秘密の提供については、適切に対応していただくようお願いする。
- 最後に、今後のスケジュールについてであるが、特定秘密の指定等の状況に関する国会報告は、通常国会会期中の早い時期、具体的には4月中旬にも行う必要があり、作業スケジュールはかなり厳しくなることが予想される。

今後、国会報告案を取りまとめた上で、内閣保全監視委員会に諮り、総理大臣への報告を経て、情報保全諮問会議において有識者の意見を聴取する。そして、報告案の確定後、与党手続等の必要な手続を経た上で、4月中旬に国会への報告・公表を行うこととしたい。

今後、国会報告に向けて、様々な作業や調整をお願いすることになると思うが、引き続き、各省庁内の作業を督励していただくとともに、緊密な連携をお願いしたい。

(以上)